

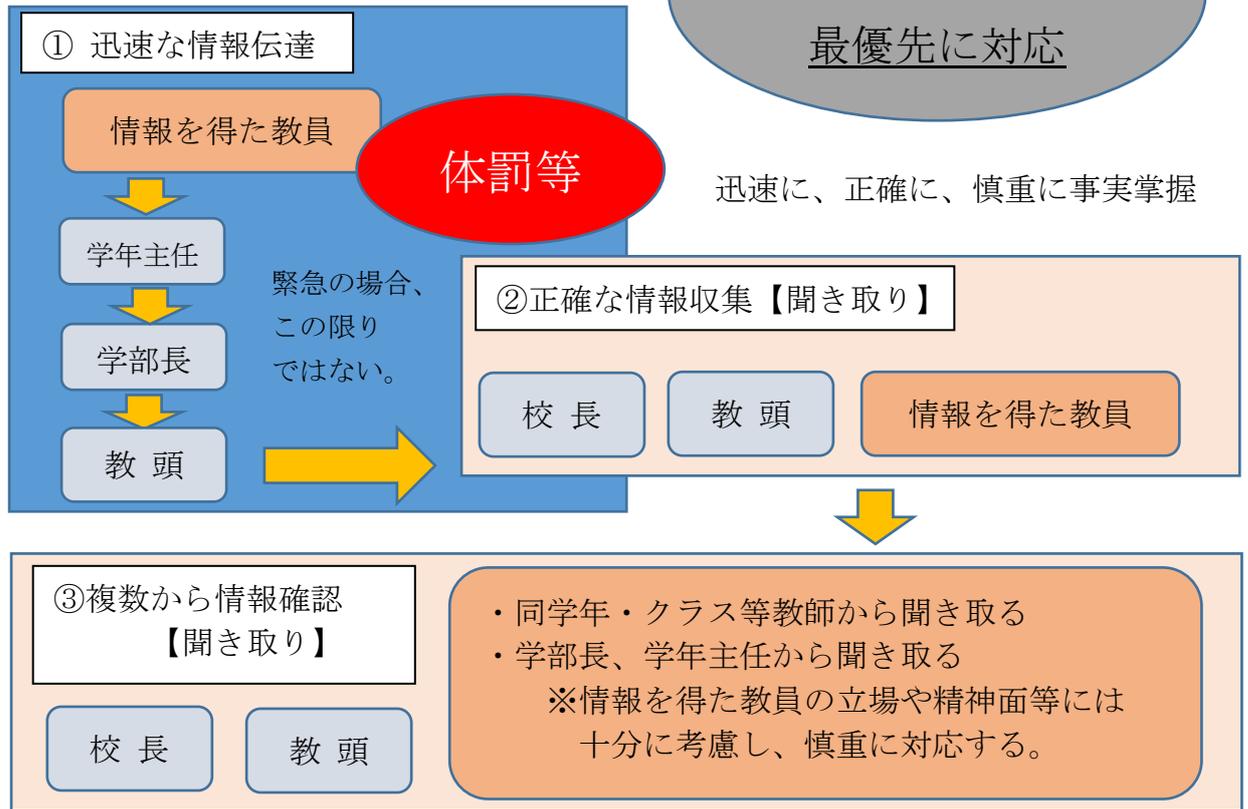
令和5年度体罰等対応マニュアル

1 基本姿勢

- (1) 絶対に体罰は許さない（個人の意識）※学校教育法第11条
- (2) 体罰を隠蔽しない（集団の雰囲気）

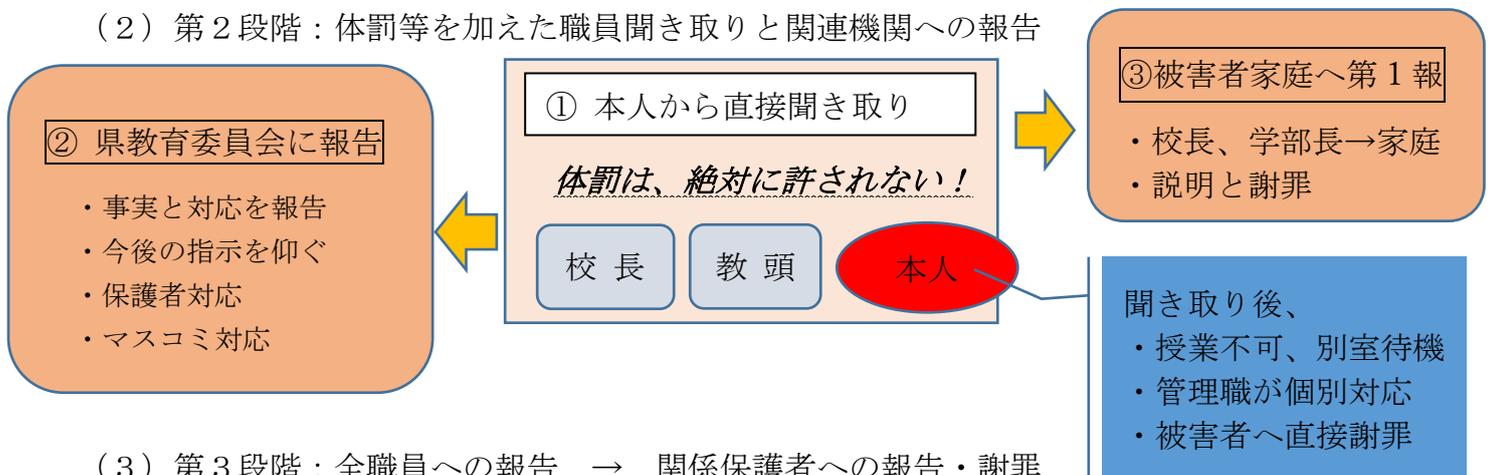
2 体罰対応システム

(1) 第1段階：事実確認



- ※必要であれば、複数回聞き取りや児童生徒から聞き取りを行い、事実確認を得る。
- ※確実な事実確認と裏付けの後、本人から事情聴取する。

(2) 第2段階：体罰等を加えた職員聞き取りと関連機関への報告



(3) 第3段階：全職員への報告 → 関係保護者への報告・謝罪

- ① 学部会→校運→職員会議において、全職員に報告
- ② 県教委の指示（形式、内容、範囲、時期等）のもと、保護者への報告・謝罪